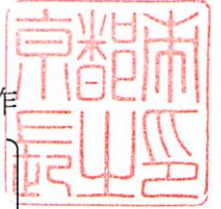


環 環 管 第 4 3 号  
平 成 2 8 年 2 月 4 日

京都市教育長 在田 正秀 様

京 都 市 長 門 川 大 作

〔 担 当 環 境 政 策 局 環 境 企 画 部 環 境 管 理 課 〕  
〔 TEL : 0 7 5 - 2 2 2 - 3 9 5 1 〕



「醒泉・淳風統合小学校施設整備事業」に係る配慮書案  
に対する意見について

平成27年11月30日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市環境影響評価等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境配慮の観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してください。

( 別 添 )

「醒泉・淳風統合小学校施設整備事業」に係る配慮書案に対する意見

京 都 市 長

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素の選定及び各環境要素についての配慮が、適切になされている。
- (2) 配慮書案の環境配慮方針及び内容に基づき事業を実施すること。